

令和2年4月23日

**兵庫県建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務
入札参加資格者の皆様へ(お知らせ)**

兵庫県県土整備部県土企画局技術企画課
(問合せ先：078-341-7711 内線4336)

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について

県土整備部所管の工事及び業務の実施に当たっては、以下を踏まえて新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組みを行っていただくようお願いします。これまでのお知らせ(4/8文書、4/14文書)と併せて、よろしく願います。

1. 感染拡大防止対策の徹底

感染拡大防止対策の徹底については、4月8日及び4月14日付事務連絡に基づくこととし、具体的には、手洗いや咳エチケットの励行、消毒液の設置、発熱等の症状がみられる者の休暇の取得等の基本的な対策やテレワーク等の実施に努めるほか、「3つの密を避けるための手引き(別紙1)」や「建設現場「3つの密」の回避等に向けた取組事例」(「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」(令和2年4月17日付け国土建第7号。別紙2)の別添)等を参考にしつつ、引き続き、受発注者双方において感染拡大防止対策を徹底すること。

このほか、具体的な対策事例については、受発注者を問わず、「#建設現場の3密対策」を付けたツイートが行われるよう同ハッシュタグを広く周知するなど、SNSの活用等により、好事例の普及・展開を図ること。

下線部資料については、下記、国土交通省ホームページより、ご確認ください

<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001341619.pdf>

2. 感染拡大防止対策に係る設計変更

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行うこと。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。なお、具体的な費用の計上方法については、別途通知するが、当該現場における必要性・数量等を発注者が精査し、妥当性を判断のうえ、設計変更を行うこと。また、使用実績については、領収書等の第三者が証明する書類、現場における写真や日報等により、確認できるようにすること。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用(例)

<共通仮設費>

- ・労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
- ・現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料
- ※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

<現場管理費>

- ・現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- ・現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- ・遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費
- ※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。

このお知らせは、本県の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿における「営業所調書」の番号1の欄に記載されたFAX番号宛てに送信しています。